# 第2回協働推進会議準備会(全体会) 議事録

と き 平成14年11月13日(水) 10時~12時

ところ 大和市役所 5 階第 1 0 研修室

メンバー 20名

- · **委員14名**: 林座長 河崎副座長 内海部会長 市村委員 伊藤委員 内田委員 宇津木委員 岡島委員 小杉委員 小林委員 平塚委員 藤田委員 百瀬委員 渡辺精子委員
- · 事務局ボランティア2名(敬称略): 関根 虫本
- · 市事務局4名:清水市民活動課長他3名

## 議事要旨

# 全体の流れ

はじめに内海部会長から第1回作業部会(11/1)の報告が行われ、次にどこコミ「市 民活動と行政の協働コミュニティ」で問題提起された事業者の位置付けに関する議論 の経過を事務局から報告しました。

そして、作業部会での検討内容をもとに、課題の整理と今後の検討スケジュールに ついての検討が行われ、今後の検討スケジュールが確認されました。

## 確認事項

**役割**:「全体会 = とりまとめ・決定」 「部会 = 内容の検討・整理、たたき台作成」 「ワークショップ = シミュレーション、部会への情報提示」

**事務局ボランティアの役割**:アイデアを含めた広報活動、調査、資料収集。

事業者オブザーバー: 具体的な人選は、座長・副座長・事務局で調整を行い、第3回全体会(12/11)もしくは第2回作業部会(12/4)からの参加をお願いする。

**言葉の定義**:第2回作業部会(12/4)での検討テーマに、「言葉の定義の確認」を加える。また、全体の検討スケジュールは、進み具合に応じて見直すこととする。

広報活動: PR・啓発活動を課題に加えるととし、資料3の課題資料に盛り込む。

**どこコミ・**ML: どこコミやメーリングリストでの情報提供や意見交換を積極的に行うとともに、そこで出された意見や課題は、準備会において検討を行う。

## 議事内容

開会:10時

(以下、議事内容 進行は林座長)

・座長: それではまず部会報告からお願いしたい。

## 作業部会 (11/1)の報告(内海部会長から)

- ・第1回の作業部会(11/1)では、課題の整理とスケジュールの枠組みについて検討した。
- ・作業部会の検討方法としては、なるべく多くの意見を取り入れていくために、条例づく りの時と同じくポストイットを活用することが確認された。
- ・全体会と作業部会とワークショップの関係については、「全体会 = とりまとめ・決定」 「部会 = 内容の検討・整理、たたき台作成」「ワークショップ = シミュレーション、部 会への情報提示」等の考え方が出された。
- ・事務局ボランティアの役割としては、アイデアを含めた広報活動、調査、資料収集。
- ・検討の内容としては、協働事業と推進会議はセットで検討するなどの考え方が出された。
- ・協働の拠点に関連して、市民活動センターは今後の検討内容を踏まえて市で対等してい く点が確認された。

#### どこでもコミュニティでの議論に関する報告

- ・事務局から、資料に基づきどこコミで出されている事業者の位置付け等に関する意見 のやりとりについて報告。
- ・事業者の位置付けは、作業部会の報告で今後の課題としてとりあげられており、どこ コミでの一連のやりとりも参考にしながら今後の検討を進めることが確認された。
- ・座長:一般的な例をみても、条例だけではなく解説書を用意して運用を行っている。む しろ、どのように内容を充実していくか、という問題。
- ・座長:運用していくなかで、条例を改正していく必要も出てくるかもしれない。今回の どこコミでの議論も参考にしながら検討を進めていきたい。

#### 課題の整理、検討スケジュールについて

### 【新しい公共 市民活動 市民事業 協働事業】

- ・委員:新しい公共についてだが、旧い公共から新しい公共へすべて移行していく、とい う考え方か。それとも、両者が併存する、という考え方なのか。
- ・委員:市民事業と協働事業の関係がよくわからない。市民事業とはつまるところ「継続的な市民活動」を指していると思うが、協働事業からはじかれたものが市民事業という考え方なのか。
- ・座長:アメリカやイギリスでは、1980年代に公共の担い手が多様化したが、日本は その時代規制緩和の動きがあったが、公共を行政だけではなく多数の主体で担うという 点は理解されなかった。
- ・座長:他と連携しなくても、市民どうしの協力により継続的な活動ができるものもあるが、それが原理的な市民活動といえるだろう。ただ、それだけではうまくいかない、ということで、行政がサポートしたり事業者が一部サポートしたりする必要も出てくるわけで、それが市民の側から見た協働事業の考え方だと思う。また、行政の方から投げかけのある協働事業もある。具体的なケースのなかで考えていくと議論すべき部分が多いだろう。
- ・部会長:今までの制度づくりは枠組みを限定していたが、今回はその枠組みをゆるやかにして可能性を拡げよう、という考え方で進めてきた。これまでの制度づくりとは違うので、問題となる部分も出てくるだろう。
- ・部会長:新しい公共については、参加する意思のあるという点が前提となっており、従来の公共との併存もあり得るだろう。すべての市民、事業者を拘束する制度では自由度がなくなる。また、市民活動は本来自主的で自由なものだが、行政との関係を考えたとき一定のルールが必要となる。
- ・委員:市民活動の定義2条2号イにおいて「新しい公共に参加する意思のある活動」と ある。また、新しい公共の定義2条1号においては、「協働して創出」とあり、新しい 公共は協働公共といえる。となると、新しい公共に参加する意思がある活動とは協働の 意思があることになるが、そういう点からみると、あえて市民事業と協働事業とをわけ る意味がよくわからない。
- ・委員:市民事業と協働事業は、活動主体がどちらの事業にするかを選ぶのか。また、市 民事業と協働事業をわけるのは誰なのか。
- ・座長:中身の議論に入っているが、今日の目的は全体のスケジュールを決めるところに ある。具体的な中身の議論はスケジュールに従って、改めてお願いしたいと思う。
- ・部会長:市民活動の定義を巡る今の議論は課題としてとりあげるべき。単なる定義の問題に留まらず、市民事業と協働事業の関係を考えるうえでも重要なポイントとなる。

- ・座長:市民活動の定義や考え方も課題として考えることとしたい。
- ・委員:市民事業自体の定義について問題提起をしたいが、中身の議論に入った時まで待つとして、市民活動と市民事業・協働事業の関係や内容については、早い段階でみんなで言いたいことを出し合うべきだと思う。そうしないと提案制度や推進会議の議論ができないのではないか。時間がかかっても早い段階でやるべきでは。
- ・座長:検討を進めるなかで行ったり来たりすると思うが、次の作業部会(12/4)で市民活動と市民事業・協働事業の関係も検討テーマに盛り込むことにしたい。

#### 【広報活動】

- ・委員:新しい公共や協働の中身は、一般の市民にはわからないのが現実。条例化をきっかけに、この考え方を拡めていくためには、ターゲットをどこに絞るか、委員・事務局 ボラ・市事務局の役割など、広報の戦略を明確にする必要があると思う。広報活動を課題として取り上げるべきである。
- ・委員: ワークショップもなかなか人数が集まらない。昨年の検討段階で私も広報の重要性を感じたが、繰り返し努力していくしかないのかもしれない。また、本当はもっと会議の回数も増やして参加者の輪を拡げていくべきなのだろうが、時間が限られているなかではなかなか難しい。
- ・座長:広報については、繰り返し提起していくことが重要。また具体的なターゲットという点では、1%の参加者でも2100人になる。現在は0.1%ぐらいの参加率としても、少しずつ拡げていくことが大切である。
- ・座長:考えながら歩く、実行しながら考えそれを制度にフィードバックしていく、という原則をクリアーにしたい。議論だけでなく実験を行いながら、具体的なケースをもとに解釈のしかたを固めてそれを解説に盛り込んでいく、という形で運用していきたい。
- ・委員:広報については、協働事業を起こしたい人に対して計画的に広報していくことが 優先されるべき。22万市民すべてに対して広報を行う必要はないだろう。
- ・座長:広報については、課題としてとりあげることを確認したい。
- ・委員:広報は委員の役割が大切。次回のワークショップ(11/17)には、仲間を誘って参加したい。
- ・委員: 広報についてだが、この条例により誰が得をするのか、ということを明確にした うえで、何を広報するのかを決めていく必要がある。市民活動をする人なのか、サービ スを受ける人なのか。そこをあいまいにして進めると、「だから何なの?」で終わって しまうだろう。

・座長:この条例が誰のためにあるのか、という点は、前文に盛り込まれているが、この 前文の考え方を伝えたい。広報の展開の仕方は重要だろう。

## 【条例で使われている言葉の定義】

- ・部会長:これまでの議論を聴いていて感じたが、2条の定義が共通認識されていない。 早い段階で確認すべきだろう。次の第2回作業部会(12/4)において、定義についても 検討テーマとすべき。
- ・委員:反対である。定義だけ議論してもあまり意味がない。内容が言葉を決めていく。 例えば、学校のグラウンドは許可制で公共のルールができているが、新しい公共の視点 で考えていくとどうなるのか。問題課題を掘り起こすなかで、市民事業・協働事業の定 義も考えていけば良いと思う。
- ・委員:最低限の定義についての確認は必要である。もっとも、定義になっていないものもあるが。
- ・委員:みんなの街づくり条例に基づいてつきみ野で街づくりを進めているが、条例をみた限りではできる、と思ったことが、運用のための要綱に照らすと遠回りしなければならない、という経験をしている。言葉だけのやりとりではうまくいかない部分があるのは確かなので、協働事業は、具体的な事例をシミュレーションしながら考えていく必要がある。
- ・委員:旧い公共を行政が担ってきたが、新しい公共について、大和市の職員がお金をかけても良いから研修・議論してほしい。それが具体的な協働事業の推進には重要。
- ・部会長:定義をはじめとして条例で使われている言葉について、共通認識を持つ必要はある。シミュレーションについては、部会でどこまでやるか、という問題があるが、ワークショップに投げかけることもできる。
- ・座長:運用のスタートラインで条例の言葉に関する共通認識を持つことは必要だろう。 また、協働事業の検討は具体的な事例をもとに進めたい。

#### 【協働事業等に関する具体的な検討題材】

- ・委員:第2回作業部会(12/4)に定義に関する共通認識を盛り込むとなるとかなりハード。時間的に大丈夫か。すでに新しい公共は動いているが、私たちは、市民事業をやっているという認識である。作業部会の前にその考えや実態をメーリングリストに発信しようと思う。
- ・座長: 先ほどの学校へ入り込むようなケースも披露してほしい。
- ・委員: 私も環境分野で協働事業に関する検討材料を提供できる。 市民と事業者が組んで、

行政が協力するような形。実際にやるかどうかは別として、協働事業を考える題材として提供したい。

- ・委員:ただ、一つのものをつくればそれで終わるようなイベント的な活動は、市民事業 の継続性という点からひっかかってしまうのか。具体的なケースをとりあげるなかで、 そのあたりも検討できればと思う。
- ・委員:青少年のひきこもりをテーマに私も題材を提供できる。企業や行政とも連携をとりながら、市民団体として何ができるのか、どのような連携をすべきなのか考えてみたい。
- ・委員:私は、キャリアカウンセリングを仕事としているが、雇用のミスマッチ解消へ向けて努力したいと考えている。失業者の再就職支援の NPO で、県のボランタリー活動推進基金21の協働事業に応募している。そのあたりの情報を提供できる。
- ・座長: 皆さんにさまざまなケースの情報提供をお願いしたい。多く情報が集まれば集まるほど豊かな議論ができる。
- ・委員:走ってつまづいたらまた考えれば良い、という気持ちで柔軟に検討を進めていけば良いと思う。

#### 【事業者メンバーについて】

- ・部会長:事業者に関する課題もとりあげられているが、事業者メンバーはどうするべき か。
- ・座長:大企業+個人事業者という話が出ていたと思うが。
- ・委員:イオングループは、かなり積極的な社会貢献活動を行っている。
- ・座長:事業者の方に参加してもらう場合は、これまでの議論をどう伝え、どのような形で参加願うか、という点が問題となる。準備会の段階では、期間的な面からみてもオブザーバー参加が良いだろう。
- ・委員:2条通り商店街は、様々な活動を行っている。
- ・委員:公平性の問題さえクリアされれば、事業者に参加いただくのは良いと思う。
- ・委員:委員のなかに個人事業者の方がいるので別に事業者枠を設ける必要はないと思う。 時間もないことから、現在の体制でそのまま行くべき。
- ・委員:事業者としての市民活動と企業市民としての活動をどこで区別するのか。
- ・委員:事業者の立場で社会貢献活動をやっている方にオブザーバー参加をお願いすれば 良いのでは、
- ・委員:そこまで拡げるのはどうか。極端かもしれないが、市との協働事業ということで

市から助成金を受ける活動だけを対象とすれば良いのではないか。

- ・委員:資料3の課題資料にもあるように、事業者の位置付けは課題として持ち越されているわけで、事業者を招いて検討を進めるべきである。
- ・委員:時間的に考えても、手を拡げて多くの人の意見を聴ける状況ではない。
- ・座長: 限られた時間・人数で行っているからこそ、情報提供を受けるのは極めて大事。 NPO と事業者の区別は、その当事者が考えれば良いことである。新しい公共に参加する意思のある個人事業者で自分の意見を表明したい人にオブザーバー参加願えればと思う。
- ・委員:ラブズに関連して、2条通商店街で頑張っている方がいらっしゃる。そのような個人事業者の方に参加いただいたらどうか。ラブズを実際に運用していくなかで具体的な問題が生じているので、協働事業や事業者との関係を考えるうえで参考になる面が多いのではないか。
- ・委員:ラブズに参加している個人事業主は市民活動か。
- ・事務局: 現時点では、ラブズ自体の動きを見極める必要があるので、はっきりと答えられない。
- ・委員:この活動が市民活動かどうか、という点は、こちらで決める問題ではないのでは。 先ほどの意見にあったように、誰が市民事業や協働事業を決めるのか、ということは大 事なポイントである。
- ・委員:協働事業としての登録要件をきちんとつくっておけば良いと思うが。
- ・委員:準備会発足時に委員の応募があり、意思のある人が手をあげて委員が決まっているので、途中参加はルールの外にある問題である。あくまでも参考人(オブザーバー)の範囲で参加をお願いするべき。
- ・委員: 例えば三鷹やキャリアマムなど先駆的な協働事業を行っている自治体や事業者の 関係者を招いてレクチャーを受けるのが有効ではないか。
- ・座長:レクチャーの時間をとるのが難しい面もあり、事務局ボランティアの方にヒアリングをお願いし、その結果を報告してもらう方法もある。
- ・委員:外の人の話を聴くのも良いけれど、やはり大和の人たちと触れ合わないといいものにはなっていかないだろう。招くならば市内の関係者としたい。
- ・委員:市内の方を招くことが一種の広報活動にもなる。
- ・委員:この会議には大和青年会議所の方も参加されているが、事業者の意見ということでは、その委員の方から報告いただく、という方法もあると思うが。
- ・委員:社団法人大和青年会議所としては、会議所としての社会貢献活動の他に、NPO

のネットワーク化のお手伝い等も行っているが、会員各自による自社の活動を通じた社会貢献推進までには至っていない。そういう意味では、例えば2条通り商店街は環境を通じた活動を積極的に展開されており、このような自分の会社や商店街において戦術として取り組まれている事業者をお招きすべきではと思う。

## 【まとめ】

・座長:それでは、今日の議論のまとめとして以下の点を確認したい。

事業者オブザーバーの人選は、座長・副座長・事務局で調整を行い、第3回全体会 (12/11) もしくは第2回作業部会 (12/4) からの参加を予定する。

第2回作業部会(12/4)での検討テーマに、「言葉の定義の確認」を加える。また、 全体の検討スケジュールは、進み具合に応じて見直すこととする。

PR・啓発活動を課題に加えるととし、資料3の課題資料に盛り込むこととする。

# その他

・今後の日程について

・ ワークショップ3:11月17日(日)午後1時30分から4時30分

作業部会2:12月4日(水)午後2時から5時

・ ワークショップ4:12月8日(日)午後1時30分から4時30分

全体会3:12月11日(水)午前9時30分から12時

作業部会3:1月17日(金)午後1時から5時

作業部会4:1月29日(水)午後1時から(終了時刻は作業部会3の状況による)

・ワークショップ型シンポジウム:2月8日(土)

閉会:12時

(記録者:市民活動課 井東)